

日本労働年鑑 第52集 1982年版  
The Labour Year Book of Japan 1982

第三部 労働政策

VII ILO

I 総会と主要な会議

3 主要な会議

衣料産業会議

第二回衣料産業三者構成技術会議は、八〇年九月二三日から一〇月二日までジュネーブのILO本部でひらがれ、日本をはじめ二二カ国の三者代表・顧問ら二〇〇人が出席、(1)一般報告、(2)請負労働、(3)貿易と雇用、の三議題を審議、(2)(3)のそれぞれにかんする結論を採択した。

請負労働にかんする結論は、概論、国内での下請、国際的下請、労働力供給を目的とする下請、工業的家内労働、ヤミ労働者と人身売買などにかんして言及し、衣料産業では請負労働が普遍化しているため、労働者が十分な保護を享受するための措置が必要であることを強調した。また貿易と雇用にかんする結論は、途上国による衣料品の先進国向け輸出が増大したことによって先進国で深刻な失業が生じていること、途上国の工業化を促進し、そこでの雇用創出を考えること、などにたいする方策を論じ、南の貧しい国々にとって、労働集約的な衣料産業の発展は国の開発の原動力となることを認めつつも、北における産業調整の問題が後退して、なんらかの貿易上の規制措置が必要である点が強調された。

合同海事委員会

第二三回合同海事委員会は、八〇年一〇月一六日から二四日までILO本部でひらがれ、日本からの労使の委員をふくむ約四〇人の委員が出席した。合同海事委員会は、もっぱら海上労働問題を検討するため、船主と船員の代表で構成される。第二三回会合では、(1)便宜置籍船に勤務する船員の社会保障と雇用条件、(2)他国籍船舶に勤務する船員の雇用条件、(3)国際船員法典および船員にかんする模範立法の検討、(4)賃金・船内労働時間・定員に関する勧告(一〇九号、一九五八年)の第二項・有能海員の最低基本給、(5)船員福祉三者構成小委員会の報告、の五議題を審議した。(1)については労使のあいだで合意が得られずなんの決定もなかったが、(2)(3)(4)のそれぞれについては決議が採択され、(5)の報告も承認された。

ホワイトカラー委員会

第八回俸給職員専門職労働者(ホワイトカラー)諮問委員会は、八一年一月一三日から二二日までILO本部でひらがれ、日本をはじめ二六カ国の政労使三者の代表・顧問ら二〇〇人が出席した。委員会は、技術変化の影響、婦人労働者の問題を検討し、それぞれにかんする要旨以下のような結論を採択したほか、発明権、職務評価、多国籍企業などにかんする決議も採択した。

【技術変化の影響】

マイコン、オフコンなどの技術進歩に伴って必要技能は変化し、仕事を失う労働者もでるが、雇用量の変化を確かめることは容易ではない。雇用確保のためには、労働力計画、教育、職業指導などの措置が必要になり、技術変化の影響を受ける労働者には援助が与えられるべきである、使用者は、労働者代表と協議して、技術変化の導入を慎重に計画し、訓練、再訓練を促進するよう勧奨される。婦人、若年者、高齢者、身障者については特別の配慮が必要である。

### 【婦人労働者・パートタイム】

職場での機会均等は、家庭責任を男女が等しく分担する可能性に左右される。パートタイム労働者の大半は婦人だが、パートタイムは他に仕事がないからやるのではなく、あくまでも自分が任意に選ぶものでなければならない。またフルタイムの労働者と同等の雇用条件、昇進、訓練がなければならない。今後労働時間がさらに短縮されると、パートタイム勤務の希望がへるかもしれない。ILOはこの問題に関する国際基準の採択に道を開くため、調査研究を行なうべきである。

### 経営参加シンポジウム

企業内決定への労働者の参加に関する国際シンポジウムは、八一年五月五日から一三日までオランダのハーグで開催され、日本など五五カ国から二二〇人が出席、前回のオスロ会議(七四年八月)以降の各国における企業内決定への労働者参加の推移と現状、ならびに問題点にかんする情報交換がおこなわれた。討議の課題は、(1)労働者の経営参加の必要性和障害の問題、(2)職場レベルにおける労働者参加問題、(3)労働者代表による間接的参加の問題、(4)不況下における労働者参加の問題などであった。

シンポジウムでは、これらの問題が討議されたあと、ILOのコルドバ労使関係部長から以下のような総括報告がおこなわれた。

「これまで労働者参加といえば、労使共同決定、労使協議制、自主管理の三つがあげられていたが、職場における各種の参加など新しい形式のものが現われてきた。労働者参加は画一的なものではなく、形式やシステムを他国に輸出できるものではない。しかし各国の経験から学ぶことはできる。前回以降、労使の対立関係から協力関係へと変わりつつある。国によって社会制度や文化は異なり、労使関係や参加問題も多様である。団体交渉は協議制と関連があり、両者間の関係は明確にしなければならない。労働者参加の範囲は拡大され、第三次産業、中小企業、公共部門にまでひろがっている。しかし参加制度が複雑化したり、形式化して、実質的に機能しなくなることがある。労働者参加の総合的評価については、なお今後の調査研究まちとなる。」

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始